

東日本大震災復興特別委員会 質問要旨

2016年12月8日

民進党 階 猛

1. 東日本大震災と台風10号の重複被害を受けた事業者の救済方法について（復興大臣）
2. 権利者不存在ないし不明の土地が津波跡地の利活用に与える影響
 - ① 防集移転跡地で買取対象となった土地のうち、権利者の一部が不明のため、買取がなされていない土地の箇所数と比率（政府参考人）
 - ② 権利者の一部が不明で買取が進まない土地につき、不在者財産管理人の使い勝手をよくする法案が必要ではないか（復興大臣）
 - ③ 防集移転跡地で買取対象となった土地のうち、権利者が不存在のものは民法239条2項により国庫に帰属するという理解でよいか（法務省）
 - ④ 防集移転跡地で買取対象となった土地のうち、権利者の全部が不明のものは、そのまま放置されるのか（政府参考人）
 - ⑤ 上記を放置した場合、固定資産税の公平な徴収という観点から問題ではないか（総務省）
 - ⑥ 津波跡地において市町村等が土地区画整理などの事業を行う場合、土地収用法の特例を設けて権利者が不明の土地でも利活用できるようにすべきではないか（復興大臣）
 - ⑦ 今後の大災害や人口減少に備え、津波跡地をモデルケースにして、権利者不明ないし不存在の土地が放置され続けられないようにするための法制度を速やかに検討すべきではないか（復興大臣）
3. 被災者生活再建支援制度の見直しについて（復興大臣）
4. 災害関連死の認定と予防策のあり方について（復興大臣）

以 上